

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

名古屋市長

## 公表日

平成31年4月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育(保育所等入所)に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、就学前子どもについて教育保育・給付にかかる支給認定を行い、保育所等の利用調整及び利用料等の収滞納管理等を行うもの。
③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第1 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項 別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第2 13項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3 別表第2 116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局保育部保育企画室
②所属長の役職名	保育企画室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋子ども青少年局保育部保育企画室 052-972-4644

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	5. 評価実施期間における担当部署② 所属長	保育企画室長 加藤 仁	保育企画室長 竹内 美久	事後	人事異動
平成28年12月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項番号法第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	別表第1 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項番号法第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	番号法等の改正に伴う修正 主務省令の改正に伴う変更及び文言の整理
平成28年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第2 116項	(別表第二における情報照会の根拠)別表第2 13項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3別表第2 116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	主務省令の改正に伴う変更
平成31年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報と取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、課税資料照会システム、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	運用の変更
平成31年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 保育企画室長 竹内 美久	②所属長の役職名 保育企画室長	事後	様式の変更
平成31年4月26日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	7. 特定個人情報の保管・消去不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	8. 監査実施の有無		[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式の変更に伴う項目の追加